

「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する、国、県及び市町村による支援を行うとともに、個別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会、小中高生を対象とした耐震講座等、様々な分野から普及啓発を実施するとともに、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る。さらに、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去等が進むよう支援する。
- 災害拠点病院や社会福祉施設等の耐震化率は、全国平均を上回っているが、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化を進める。
- 地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組みを推進する。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を引き続き実施する。

(公共施設等の維持管理)

- 公共建築物等の老朽化対策については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。
- 県営住宅の老朽化について、耐用年限の2分の1を経過している住宅が8割を超えており、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。

(空家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して空き家の利活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空家対策を推進する。

(大規模盛土造成地対策の実施)

- 住民の宅地被害に対する関心を高め、早期の変状把握、早期対応等による被害の防止・軽減につなげるため、大規模盛土造成地の位置等の情報提供を引き続き実施する。また、市町村と連携し、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地を抽出するための変動予測調査等の実施を検討する。

(市街地整備の促進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進を図る。

(道路啓開の迅速な実施)

- 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(総合的な水害対策の推進)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、大水害だけでなく、治水安全度が低い県管理中小河川における水害の頻発化が懸念される。このため、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、新丸山ダムや長良川遊水地等の直轄事業を促進するほか、河川改修や内ヶ谷ダムの整備等を推進し、ハード対策を迅速に進める。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対して、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する。
- 内水による浸水被害の防止・軽減のため、排水ポンプ車等による排水機能の強化、排水施設の耐水化、操作の遠隔化を進める。
- 中小河川における水害時の避難対策の強化に向け、県が管理する全ての一級河川で地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図や水害危険情報図を公表したほか、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位を設定して洪水時のリスクの高まりを示すなど、平常時からリスクに備える。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村にて整備した洪水ハザードマップの改定及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する。
- 平成30年7月豪雨で甚大な浸水被害が発生した津保川において、緊急的に河道掘削等の治水対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図る。
- 平成30年7月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所の河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を進め、流下能力の向上を図る。
- ダムの緊急放流に関する事前通知について、実績降雨に基づき予測システムの検証を行い、予測精度の向上を図るとともに、必要に応じてシステムを改修し、早期の事前通知を検討する。
- 利水ダム・多目的ダムの治水活用のため、事前放流により新たに洪水調節容量を確保して機能増強する取組みを支援する。また、事前放流にかかる國の方針を踏まえ、県が管理するダムについても既存施設を利用した事前放流を検討する。
- 水辺を利用したまちづくりを積極的に進める市町村の取組みに関連した河川整備を図る

とともに、水辺の活用を進め、県民の水辺への意識を高める取組み（ミズベリング）を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

（立地適正化計画の策定促進）

- 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定促進を図る。

1-3) 大規模土砂災害・火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

（総合的な土砂災害対策の推進）

- 県内で発生した過去の大災害等を契機に木曽川水系、庄内川水系及び神通川水系の上流域で実施している直轄砂防事業を促進するとともに、その他にも土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある箇所においてハード対策を推進する。特に、要配慮者利用施設、避難所を保全する箇所、さらには防災拠点や集落などを保全する箇所のハード対策を重点的に実施する。
- 平成30年7月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備や、円滑な避難を確保する砂防関係施設の整備などの土砂災害対策に集中的に取り組む。
- 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の見直し・周知、土砂災害警戒情報の提供に加え、市町村の防災訓練やハザードマップ作成の支援をするとともに、平成29年の土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内の住民に対し、市町村と協働して、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知を行うとともに、市町村に対しては、この制度が災害による被害を未然に防止する有効な手法の一つであることをあらためて説明し、活用促進を図る。

（治山ダムの機能強化・流木捕捉式ダムの整備）

- 流木災害の危険性がある溪流には、流木捕捉式治山ダム工又は既存治山施設の機能強化対策を実施する。
- 県内民有林の約7割を占める範囲において、航空レーザ測量及び微地形図を使い、危険箇所の把握や治山計画等に有効活用しているが、県内民有林全域を網羅していないため、残りの約3割の範囲について、航空レーザ測量及び地形解析を推進する。
- 県内には、未だ治山事業による整備に着手していない箇所が数多くあることから、山地災害危険地区の指定調査、事業化へ向け調査設計及び権利関係者への調整を行い、地域森林計画に基づき治山対策を進める。

（火山災害対策の推進）

- 平成26年9月の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安

否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、義務化した活火山における登山届の提出を促進する。

- 関係機関と連携を図りながら、情報伝達訓練や実動訓練の検証結果を踏まえたより実践的な防災訓練の継続的な実施などのソフト対策に加え、退避壕などの防災設備の整備などハード対策について、継続的に検討を行い、実効性ある対策を実施する。
- 国が中心となって策定している火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対応するため、緊急ハード対策に向けた資機材等を整備する。

(立地適正化計画の策定促進)

- 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定促進を図る。

1-4) 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生

(亜炭鉱廃坑対策の推進)

- 南海トラフ地震の発生が懸念されるなか、依然として広範に亜炭鉱廃坑が存在し防災対策事業を速やかに進める必要があることから、対策を要する地域が存在する市町の意向を踏まえながら、さらに効率的な調査・工事手法の確立・検証を含め、今後の新たな対策について検討を進める。

1-5) 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」や気象情報・河川水位に加え、新たにダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進めるとともに、中小河川に危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位を設定するほか、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する。
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡回等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、水防管理団体（市町村等）や水防団等と連携し、現地確認体制を確認する。また、氾濫発生を確認した水防管理者（市町村長等）から管轄土木事務所への連絡体制を再徹底する。
- これまで発表の対象としていた洪水予報河川（区間）だけでなく、水位周知河川（区間）への氾濫発生情報の発表を検討する。氾濫発生情報発表にあたっては、「ぎふ川と道のアラームメール」の改修を行う。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、発災時

における通行規制情報について、インターネット等の各メディア、道路交通情報センター、交通・道路情報板、県道路情報提供システムを活用し、道路通行規制情報等をわかりやすく提供する。

- 市町村での避難情報発令のための迅速な意思決定や県・市町村双方における的確な災害応急対応を支援するとともに、県民へのリアルタイムでの情報提供機能を持たせた「県被害情報集約システム」を再構築する。
- 地震発生時に県内の震度情報を気象庁を通じて県民に伝達するための「震度情報ネットワークシステム」について、通信回線を新世代通信網へ置き換えるとともに、老朽化した県内の震度計を更新し、観測・情報伝達体制を強化する。
- 市町村防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を働きかける。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段の検討についても働きかけを行う。
- 外国人向け情報提供手段として、フェイスブックを活用した災害情報の多言語自動発信システムにより情報発信を行っているが、今後も同システム等により、市町村における避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等の取組みを促進する。
- 平時における聴覚障がい者への意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、これらの人材が災害時においても対応できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する。
- 音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net 119 緊急通報システム」の導入を促進する。

(住民主体での避難対策の強化)

- 風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、「災害・避難カード」作成支援機能を持たせた専用アプリの開発など広く県民に普及させる取組みについて調査・検討する。
- 現在、洪水浸水想定区域を有する県内全市町において洪水ハザードマップが作成・公表されているが、平成 27 年の水防法改正により想定最大規模の降雨に対応したハザードマップの改定が必要となっていることから改定を支援する。
- 中小河川における水害に対応するため、水害危険情報図を提供し、市町村での洪水ハザードマップ作成を支援する。
- 現在、土砂災害警戒区域を有する県内全市町村において土砂災害ハザードマップが作成・公表されているが、平成 27 年の土砂災害防止法改正により避難場所や避難経路等の記載が明確化されたことから見直しを支援する。
- 南海トラフ地震臨時情報について県民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報

が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にるべき行動の理解を深める。

(防災・減災データの提供推進)

- 県のオープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災にかかるオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、市町村と連携したデータの広域化を進めるとともに、センサーなどで取得した河川の水位データや降積雪データの提供など、より使いやすいデータの提供を進める。

(防災教育の推進)

- 県民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加する、防災キャンプを行うなど具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する。また、運動への参加を促す方策として、家庭、自主防災組織など地域、学校、企業等を単位とした「防災宣言」の推進や優れた防災活動に対する表彰制度、参加状況に応じたポイント付与制度について検討する。
- 「広域防災センター」の展示内容が老朽化・陳腐化しているためリニューアルを行い、県民、学校、自治会、自主防災組織等の防災教育の拠点としての機能を高める。
- 平成30年度に公表した内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ事前の備え等について周知を図るため、県民向けにわかりやすい防災啓発資料を作成するとともに、市町村における地震ハザードマップの作成を支援する。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、水害や土砂災害、火山災害のリスクがある幼稚園や小中学校などにおいて、毎年、避難訓練とあわせ地域の灾害リスクや災害時にるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。
- 防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導を行うとともに、県総合教育センターの幼小中高特の教員を対象とした研修講座等、防災に関する研修の充実を図る。
- 各教科等の学習内容と防災教育との関連を図り、「体系的・系統的な防災教育」の指導計画の作成と実践を通して、「命を守る」防災教育の普及・啓発を行う。
- 学校安全講習会などを通じて異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練の実施率向上を図るとともに、実施率の低い高校に対しては、生徒自らが災害から命を守る取組みについて考え、実践する「高校生防災アクション」事業等により、実施率向上に取り組む。
- 水辺の活用を進め、県民の水辺への意識を高める取組み（ミズベリング）を進めることで水害・防災への意識を深め、地域の安全・安心の向上を図る。

(要配慮者支援の推進)

- 一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者

名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組みなどの優良事例集を示すなどにより、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定が進むよう市町村を支援する。

- 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。

(防災人材の育成)

- 引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深めそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。
- 外国人向けの防災啓発講座を開催するとともに、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成に取り組む。

(防災情報通信システムの維持管理)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、平成 30 年 1 月に防災情報通信システムの地上系・衛星系・移動系の三層一体整備が完了しており、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理を行う。また、県庁舎の建替えに伴うシステム移転に際しては、運用に影響を及ぼさないよう実施する。

1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線市町村との情報共有や連絡体制のあり方について検討する。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化)

- 平成 30 年度に公表した内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、県広域防災拠点の追加指定を含めて物資輸送機能や活動拠点機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう市町村等と連携した実動訓練を継続的に実施す

る。

- 発災時における警察・消防・自衛隊の応援部隊や支援物資等の受入拠点としての県広域防災拠点の活用状況を踏まえ、ライフラインの早期復旧が図られるよう、ライフライン事業者の活動拠点を確保する。
- 「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続きトイレの非常用電源設備等の整備や防災用トイレの設置など防災機能を強化する。
- 各協定締結団体と連携した輸送訓練を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて物資の受援計画や広域物資輸送拠点の運営マニュアルを改訂するとともに、必要な資機材を整備する。
- いわゆる「ラストマイル」の課題解消に向け、被災者に支援物資を迅速かつ円滑に届けられるよう、市町村における物資の受援計画策定を支援する。

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、平成30年7月豪雨災害検証を踏まえ、地域間相互のバックアップ機能強化を計画的に推進する。
- 市町村における水道施設については、更なる耐震化の促進が必要である。既存の水道施設の耐震化への取組みが遅れているため、各市町村に対し、水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に促進する。
- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。
- 流域下水道の地震対策は、汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策に重点化し、計画に沿って耐震化を進めているが完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める。また、老朽化対策として各施設の更新等による浸水対策を含めた機能確保を計画的に進める。同様に市町村下水道施設についても耐震化、老朽化対策を促進する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町村における非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には、「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則であり、平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCPの策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す。また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう県内のコンビニエンスストア等と締結した協定により、引き続き帰宅困難者を支援する。
- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などからなる対策協議会設置に向け調整を図る。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

(孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保)

- 県土の8割を山地が占める本県の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

(孤立集落の発生に備えた通信手段等の確保)

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるほか、市町村による集落を単位とした備蓄の充実を促進する。
- 孤立集落に支援を行ううえで通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話などの通信手段や非常用電源の確保を促進する。

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(警察災害派遣隊の体制強化)

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておこため、装備品の計画的な更新や迅速な活用要領の検討、資格取得の推進、関係機関

と連携した実動訓練を実施するとともに、部隊の対処能力の向上を図る。

(災害対応力強化のための資機材整備)

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、職員の使用方法の習熟を図る。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討する。
- 県警察において、捜索用資機材の整備及び操縦士の養成を行っているが、捜索用資機材を効果的に活用できるよう訓練を反復実施するとともに、更なる整備・養成等を検討する。
- 大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る。

(ヘリコプター広域応援体制の整備)

- 県警察は、大規模災害発時において、他都道府県警察ヘリコプターの応援を受けることになるが、現在の県警察の施設は狭隘なうえ、燃料備蓄量も十分でないことから、航空自衛隊岐阜基地との応援ヘリコプターの駐機場所、航空燃料に関する調整結果に基づく、実戦的な合同想定訓練の実施など受入体制の整備を図る。

(警察庁舎等の整備・耐災害性強化)

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備を行う。
- 災害時に活動拠点となる警察施設の機能継続を図るため、非常用発電設備の増強及び浸水対策等、耐災害性を更に強化する。

(業務継続体制の整備)

- 大規模災害発時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、大規模災害対応業務継続計画を見直すなど業務継続体制を強化する。

(消防力の強化)

- 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、県内全消防本部において運用されている多言語同時通訳体制を引き続き維持する。
- 業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用の実現に向け支援を行う。

(緊急消防援助隊の体制強化)

- 大規模災害発時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の増隊を図るとともに、中部ブロック訓練への参加及び岐阜県大隊の訓練を継続

して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を引き続き実施する。
- 大規模火災発生時等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を引き続き実施する。

(消防団員、水防団員等人材の確保・育成)

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。また、市町村には消防団員の処遇改善を働きかける。
- 災害時に、消防職員が被災住宅の屋根の応急措置など特殊作業に従事できるよう、県消防学校に所要の教育訓練課程を設けることを検討する。
- 県消防学校に新たに整備した訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職員及び消防団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術を伝承するため、水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(災害医療体制の充実)

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化を進め、残る西濃圏域についても追加指定し、各圏域内のバックアップ機能を強化する。
- 県内の災害拠点病院における災害派遣医療チーム（D M A T）保有率は、100%となっており、今後は各災害拠点病院のD M A Tの機能維持・向上を推進する。
- 災害派遣精神医療チーム（D P A T）に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する。
- 平成30年3月に設立した、自然災害に伴う重大な健康危機発生時に、被災した地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所を支援する災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）について、構成員の人材育成を推進する。
- 県内2箇所に整備した航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）の運用訓練等を実施するなど、体制の強化を図る。

(災害拠点病院等の耐震化の促進)

- 県内災害拠点病院の耐震化事業が着実に進むよう支援を継続する。

- 災害拠点病院や社会福祉施設等について、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化、防火体制の強化を進めるとともに、県内病院についても更なる耐震化の推進を図る。

(医療施設等におけるエネルギー確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を検討する。
- 社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する。

(救急医療提供体制の強化)

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から他県との連携を図る。
- ドクターへリの出動件数が増加する中、重複要請時などの未出動案件の減、活動範囲の拡大のため、基地病院に戻ることなく給油可能となる県北部への給油拠点の整備を進める。

(医療・介護人材の育成・確保)

- 高齢化が進展する中、災害時に医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないよう、引き続き、医療・介護人材の計画的な育成・確保策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

(社会福祉施設等への支援)

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者からなる「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において引き続き検討し、岐阜県災害派遣福祉チーム「岐阜D C A T」派遣体制の強化等、更なる体制整備を図る。
- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立について、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやB C P策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する。

2-5) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所環境の充実)

- 要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、平成31年3月に改定した「避難所運営ガイドライン」を踏まえた市町村での避難所運営マニュアルの策定が進むよう引き続き支援を行う。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図られるよう引き続き市町村への支援を行う。
- 避難所の運営が円滑に行われるよう、引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」において避難所運営指導者養成講座を開催し、避難所開設及び運営を担うことができる地

域人材の育成を行い、「共助」の取組みを推進する。

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。その上で、災害発生時には、県は業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保するなど役割を担う。

(福祉避難所の運営体制確保)

- 全市町村において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施状況については各市町村で差が生じているため、市町村担当者向けの研修会開催等を通して、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う。

(災害時健康管理体制の整備)

- 発災初動における保健所と市町村の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き市町村の活動体制を把握し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。また、市町村における被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう県・市町村相互による職員応援体制に基づく支援を行う。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制が確保できるよう市町村を支援する。

(応急住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急住宅については、引き続き市町村と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき市町村や協定締結団体への制度の周知と実施体制の強化を図る。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(災害初動対応力の強化)

- トップの危機管理意識の醸成と災害対応力の強化により、自助、共助及び公助の底上げを推進する。
- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう中小河川を含めて整備した風水害タイムラインに従い出水期前に全市町村参加の情報伝達訓練を継続して実施する。また、ダムの異常洪水時防災操作に備えダム管理者、下流市町を含めた関係機関、住民参加による訓練を継続して実施する。
- 県と市町村間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行うため、県から市町村へ派遣する「情報連絡員」の活動マニュアルを作成し、平時から研修会や訓練を通じたスキルアップを図るとともに、必要な資機材を整備する。
- 災害対策全般にわたって市町村長を補佐する「災害マネジメント支援職員」や市町村が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割を解説したマニュアルを作成するとともに、総合防災訓練において市町村と連携した訓練を実施する。
- 「災害マネジメント支援職員」の国研修や他県被災地への応援を通じたスキルアップ及び人員確保を図ることにより、本県が被災した場合の初動対応力の強化を図る。
- 迅速な市町村支援を行うため、必要に応じて市町村からの要請を待たずプッシュ型で「災害マネジメント支援職員」等を派遣する仕組みや派遣チームの体制について検討する。
- 災害対応に従事する県職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たに導入した資機材の活用方法の確認を含め、訓練または研修を実施し、対応手順の習熟を図る。
- 署名証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員を確保するため構築した県・市町村相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じて派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市町村業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する。
- 大規模災害発生時に、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、他県での災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する。

(切れ目のない被災者生活再建支援)

- 市町村において各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだ「生活支援制度ガイドブック」（仮称）の作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組みを促進する。

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 災害対応の中核拠点として機能できるよう、県庁舎の建替えを着実に進める。また、建

替えに際しては、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、常設の災害対策本部スペースを確保するとともに、大型モニターや防災情報通信システム等の設備を整備する。

- 浸水が想定されている総合庁舎について、受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の更新工事により浸水対策を実施する。
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する。
- 道路インフラの被災により広域防災拠点、県庁、市町村役場等へ到達できず、災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワークの整備を着実に実施する。

(広域連携の推進)

- 首都機能バックアップ拠点の誘致や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、隣県、県内市町村等との連携の強化を図る。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。

(行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、アクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保などの対策を実施しており、引き続き耐災害性を維持する。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。また、災害に関する情報など、高可用性*を求める情報システムについては、外部データセンター やクラウドサービスの利用を図る。

*高可用性 情報システムが災害時においても停止することなく稼働又は早く復旧できること。

3-2) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(警察庁舎等の整備・耐災害性強化)

- 老朽化した警察施設の計画的な建替え（基幹的な防災拠点を優先的に整備）により施設の高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る。
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、関係所属や警察署と連携を密にして耐災害性の高い場所の選定など、警察機能の強化を図る。

(バックアップ体制の整備)

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保、機能の向上など充実を図る。

(交通信号機等の耐災害性の強化)

- 停電による滅灯時でも電源供給を行い、大規模災害への備えを万全とするとともに、交通環境の安定化を図るため、交差点に設置された全ての信号機について、可搬式発動発電機の接続に対応した信号機の整備や信号電源付加装置の整備を進める。
- 地震発生時の信号柱の倒壊による道路交通の寸断、信号機の機能不全による交通環境への影響を回避するため、老朽化したコンクリート製の信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新する。
- 高度化光ビーコン対応車載器搭載車の割合が低いため、警察庁と連携を取りながら関係機関と調整を行い、今後の整備方針を検討していく。

※高度化光ビーコン

路上に設置され、遠赤外線による交通情報の収集及び提供を行う装置を高度化したもの。車両からはプローブ情報を収集でき、光ビーコンからは渋滞情報や規制情報、旅行時間を提供できる。

4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

(B C P等の策定支援)

- 県内企業のB C P策定支援や中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策強化を推進する。
- 企業内へのB C P定着を推進するため、B C P策定後の事業者を対象とした運用後のフォローアップを行う。

(本社機能の誘致・企業立地の促進)

- 従業員の移住や若者の県外流出防止などに加え、国全体の強靭化の観点から、リニア中央新幹線の開業や道路アクセスの利便性などを活かし、市町村等と連携しながら大都市圏を中心とした本社機能の誘致活動を推進する。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

- 大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(基幹的な道路ネットワークの確保)

- 沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、東海環状自動車道など災害直後から有効に機能する主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する。
- 日本の真ん中に位置し、7県と接する交通の結節点であるという特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、引き続き県境道路の整備により道路ネットワークの機能強化を図る。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、県庁、市町村役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面対策等の整備を着実に進めていく。

(リニア中央新幹線の整備促進)

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進するため、沿線市町とともに用地取得を進めいくとともに、工事が円滑に進むように関係機関等と調整を図る。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要なインフラの老朽化対策は不可欠であるが、整備を要する対象箇所が多く一部未整備となっているため、老朽化した重要インフラの整備を重点的に支援し、予防的な老朽化対策を早急に進め、鉄道の安全運行の確保を図る。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する。

4-3) 食料や物資の供給の途絶

(災害時における食料供給体制の確保)

- 災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や米の備蓄及び迅速な供給について、民間企業やJA全農岐阜等と連携し、体制の維持を図る。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

5. ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

（総合的な大規模停電対策の推進）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市町村、電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。
- 市町村（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。
- 平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた県災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市町村は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う。

（上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進）

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、平成30年7月豪雨災害検証を踏まえ、地域間相互のバックアップ機能強化を計画的に推進する。
- 市町村における水道施設については、更なる耐震化の促進が必要である。既存の水道施設の耐震化への取組みが遅れているため、各市町村に対し、水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に促進する。
- 上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。
- 流域下水道の地震対策は、汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策に重点化し、計画に沿って耐震化を進めているが完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める。また、老朽化対策として各施設の更新等による浸水対策を含めた機能確保を計画的に進める。同様に市町村下水道施設

についても耐震化、老朽化対策を促進する。

(下水道における業務継続体制の整備)

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成28年熊本地震を受けて改訂された下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水道BCPのブラッシュアップを促進する。

(合併浄化槽への転換促進)

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

(農業集落排水施設の機能保全)

- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出と活用の取組みを検討するとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や木質バイオマス発電の導入等を推進する。
- 大規模災害時における電力供給源として木質バイオマス発電を活用できるよう、木質燃料の安定供給を図るため、各地域に即した木質バイオマスエネルギー循環システムの導入を推進する。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 県と事業者団体との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結しており、広域的な緊急輸送等の役割が期待されているため、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める。

(道路啓開の迅速な実施)

- 緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進するとともに、道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

(電気事業者の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果

に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るとともに、他電気事業者からの応援要員を含めた人員確保、ドローンを活用した迅速な被災状況の把握など、早期復旧のための体制を強化する。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の事前設置を市町村と調整・連携の上、引き続き計画的に推進する。
- 災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る。

(ガス事業者の災害対応力強化)

- 都市ガスについては、引き続き耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する。
- 災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市町村等関係機関との連携体制の強化を図る。

5-2) 地域交通ネットワークの県内各地での分断

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- 県土の8割を山地が占める地形的特性上、本県においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークの着実な整備を進める。
- 大雪の際にも、地域交通ネットワークの機能を確保するため、引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進めていくとともに、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等の整備を検討する。
- 災害時の電力供給の制約により、トンネル照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できるトンネル照明のLED化を進める。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域的かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、県庁、市町村役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面対策等の整備を着実に進めていく。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進する。

(道路施設の維持管理)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する。

(メンテナンスに関する人材の養成)

- 県、岐阜大学、産業界が連携して、点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」や、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスセンター（MS）」を引き続き養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

(市町村に対する技術的支援)

- 社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足などの課題を抱えていることから、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、引き続き市町村に対する維持管理の技術的な支援を推進する。

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、市町村と連携して計画的に林道整備を推進する。

5-3) 異常渴水等による用水の供給の長期間にわたる途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水資源関連施設の整備推進等)

- 気候変動の影響もあり、異常渴水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を進める。
- 渴水による被害を軽減させるため、渴水時の情報共有については引き続き緊密に行うとともに、対応策の時系列行動計画（渴水対応タイムライン）作成を進める。

(水源の多様化)

- 災害時や異常渴水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を進める。

6. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1) ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池の防災対策の推進)

- 生命、財産に影響を与えるおそれがある農業用ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めているが、対策を必要とする目安となる防災重点ため池の国基準が見直され、対策を必要とするため池数の増加が見込まれているため、ハード整備に着手できていないため池については、ハザードマップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する。

(情報収集手段の多様化)

- 平成30年7月豪雨では、立ち入りが困難な場所において被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な砂防施設の調査等においてもドローンを活用し、調査の効率化と安全性の向上を図る。

(河川構造物の耐震化)

- 排水機場や樋門等、数多くの河川管理施設を管理しているが、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に県民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るよう、適宜、「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の見直しを行い、老朽化が著しい大規模構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する。
- 高齢化が進む膨大な砂防施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき、点検の確実な実施と点検結果の評価に基づく初期段階で適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を推進する。

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の予防保全対策については、耐用年数を経過した排水機場が増加しており、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となつた農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する防護と捕獲が

一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。

(都市農村交流の推進)

- 都市農村交流の推進を図るため、「『ぎふの田舎へいこう！』推進協議会」による地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援する。

(災害に強い森林づくり)

- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。
- 適切な経営管理が行われていない森林について、森林環境譲与税の導入とあわせて施行された森林経営管理制度を活用し、市町村主体の森林整備を促進する。
- C L T（直交集成板）をはじめ新たな木材需要の創出や、森林内の未利用材のバイオマス燃料としての活用など、県産材の需要拡大を図り森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備を促進する。
- 適切な森林整備を継続的に実施するため、「森のジョブステーションぎふ」を核として、林業の担い手確保・育成を推進する。

7. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整など、災害を想定した演習及び研修会を実施するほか、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を相互に確認する訓練等に参加することで、県及び各市町村の災害廃棄物処理計画の実効性を確保し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組みにあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- 大規模災害発生時に行政、社会福祉協議会、N P O・災害ボランティア団体等が連携・

協働していくための「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備するため、平時から市町村及び市町村社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。

- 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成する。
- 倒木処理など専門技術を要するニーズに対応するため、災害ボランティアによる円滑な活動環境の整備を検討する。

(防災人材の育成)

- 引き続き「清流の国ぎふ 防災・減災センター」や市町村において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深めそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。
- 外国人向けの防災啓発講座を開催するとともに、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成に取り組む。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 災害時に「共助」の力を發揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持を図る必要があることから、県と市町村で連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。
- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせること等により、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する。

(建設業BCMの普及・策定支援)

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組むBCM（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、被災した土木施設のほか、停電をはじめとする障害発生時に活用する危機管理型水位計等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施する

ため、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する。

7-3) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワーク整備)

- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。

(地盤沈下対策の推進)

- 地盤沈下の状況を把握し、その未然防止を図るため、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する。

(河川構造物の耐震化)

- 排水機場や樋門等、河川管理施設の耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。

7-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・喪失

(文化財の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める。

(環境保全の推進)

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等の保全を推進する。

7-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る。

(応急住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急住宅については、引き続き市町村と連携し必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告により供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。賃貸型応急住宅については、

円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき市町村や協定締結団体への制度の周知と実施体制の強化を図る。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鵜飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます